

大阪府住宅供給公社
産業廃棄物の処理に関する特記仕様書

第1条 受注者は、本工事で発生した産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「JWNET」を介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組み（以下「電子マニフェスト」という。）への加入・登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。

第2条 受注者は、産業廃棄物の処理に先立ち、産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者との契約書の写し並びに収集運搬業者及び処分業者の許可証の写しを施工計画書に添付して監督職員に提出しなければならない。

また、提出した書類の内容に変更（処分業者の追加・変更等）が生じる場合は、変更した書類の写しを監督職員に提出しなければならない。

なお、本工事で産業廃棄物が発生しない場合は、その旨を施工計画書に記載すること。

第3条 受注者は、電子マニフェストを使用した産業廃棄物の処理に先立ち、自ら並びに委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者において、電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類（JWセンターが発行する電子マニフェストの加入証又は産業廃棄物収集運搬業もしくは産業廃棄物処分量の優良認定を受けたことを証する許可証）の写しを施工計画書に添付して監督職員に提出しなければならない。

また、提出した書類の内容に変更（処分業者の追加・変更等）が生じる場合は、変更した書類の写しを監督職員に提出すること。

なお、本工事で産業廃棄物が発生しない場合は、その旨を施工計画書に記載すること。

第4条 以下に掲げる理由により電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理を迅速に行うことが困難な場合に限り、第1条にかかわらず、紙マニフェストの交付により行うことができる。

(1) 電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、電子マニフェストが利用できないとき

(2) 設計図書で処分が明示された種類と異なる産業廃棄物が発生した場合において、電子マニフェストが利用できないとき

第5条 前条に規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストを交付しなければならない場合には、処理を行う期間、対象となる産業廃棄物の種類、排出予定数量を「紙マニフェストの交付に関する承諾願（様式1）」により協議し、監督職員の承諾を事前に得て行うものとする。

また、報告した内容に変更が生じる場合においても同様の取扱いとする。

第6条 前条の規定により、監督職員の承諾を得て紙manifestの交付により産業廃棄物の処理を行った場合、第4条に規定する事象が解消したときは、電子manifestを用いて産業廃棄物の処理を行い、その旨を「電子manifest再開の報告書（様式2）」で監督職員に遅滞なく報告を行うものとする。

第7条 第5条による監督職員の承諾を事前に得ることなく、紙manifestの交付により産業廃棄物を処理した場合は、遅滞なく「紙manifestの交付に関する顛末書（様式3）」により、報告しなければならない。

第8条 受注者は、工事完成前に、処理実績と産業廃棄物処理にあたって交付した全ての電子manifest又は紙manifestの照合確認を行い、「廃棄物管理票報告書（様式4）」及び「廃棄物管理票一覧表（表-1～4）」を作成し、電子manifestの場合は受渡確認票（紙manifestの場合はその写し）とともに監督職員に提出しなければならない。

なお、産業廃棄物の処理がなかった場合も「廃棄物管理票報告書（様式4）」を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第9条 産業廃棄物の処理にあたって、監督職員の承諾を得ることなく紙manifestの交付により処理を行った場合又は電子manifestを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類を提出しなかった場合若しくは「廃棄物管理票報告書（様式4）」を提出しなかった場合、受注者には、4点の工事成績評価減点及び1月の入札参加停止の措置を講じるものとする。

◎原本 ○原本の写し

凡例 C:受注者 O:公社監督職員 S:委託監理者

電子マニフェスト関係書類

作成時期	書類名称	様式下部押印前			様式下部押印後					様式番号	摘要
		作成者	提出先	作成部数 公社用	作成者	提出先	作成部数				
							公社用	現場用	受注者用		
施工中	紙マニフェストの交付に関する承諾願	C	S經由O	◎	O	C	◎	O	O	1	
	電子マニフェスト再開の報告書	C	S經由O	◎	O	C	◎	O	O	2	
	紙マニフェストの交付に関する願末書	C	S經由O	◎	O	C	◎	O	O	3	
完成時	廃棄物管理票報告書	C	S經由O	◎	O	C	◎	O	O	4	
	廃棄物管理票一覧表	C	S經由O	◎	O	C	◎	O	O	表-1	電子マニフェスト用
	廃棄物管理票一覧表	C	S經由O	◎	O	C	◎	O	O	表-2	承諾された紙マニフェスト用
	廃棄物管理票一覧表	C	S經由O	◎	O	C	◎	O	O	表-3	不承諾とされた紙マニフェスト用
	廃棄物管理票一覧表	C	S經由O	◎	O	C	◎	O	O	表-4	承諾願を提出していない紙マニフェスト用



紙マニフェストの交付に関する承諾願

(様式1)

協議書

発議者	受注者	発議年月日	
発議事項	紙マニフェストの交付に関する承諾願について(協議)		
工事名			
<p>(内容)</p> <p>紙マニフェストの交付に関する承諾願(第 回)【マニフェスト番号: _____】</p> <p>次の理由により産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第4条の規定に該当し、電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理が困難なため、紙マニフェストの交付について承諾願います。</p> <p>1 理由(該当項目に✓)</p> <p><input type="checkbox"/> ① 電気通信回線の故障(故障内容: _____)</p> <p><input type="checkbox"/> ② 天災などやむを得ない事由(_____)</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 設計上発生することが想定されていない産業廃棄物(_____)が発生し、かつ紙マニフェストを交付しなければ産業廃棄物の処理ができない。</p> <p>2 添付書類(様式自由、該当項目に✓)</p> <p><input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、天災による被災状況を記載した書類 (例:故障写真、被災写真、気象データ、修理見積等の電子マニフェストを使用できない状況を確認できる書類)</p> <p><input type="checkbox"/> 紙マニフェストを交付しなければ産業廃棄物の処理ができない理由書</p> <p>3 対象となる産業廃棄物の種類、排出予定数量 (種類: _____、排出予定数量: _____)</p> <p>4 紙マニフェストを交付しなければ産業廃棄物の処理ができない期間 (令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)</p> <p>添付図 _____ 葉、その他添付図書 _____</p>			
処理・回答	発注者	<p>本件について、以下のとおり通知します。</p> <p><input type="checkbox"/> 承諾します。(理由:産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第4条に該当すると認められるため)</p> <p><input type="checkbox"/> 不承諾とします。(理由:産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第4条に該当すると認められないため)尚、このまま紙マニフェストを交付すると、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第9条が適用されます。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>	

発注者(大阪府住宅供給公社)			委託監理者
所属 G長	所属 総括 (主査)	監督 (担当) 職員	主任 監督員

受注者	
現場 代理人	主任 (監理) 技術者

電子マニフェスト再開の報告書

(様式2)

協議書

発議者	受注者	発議年月日	
発議事項	電子マニフェスト再開の報告書について(協議)		
工事名			
<p>(内容)</p> <p>電子マニフェスト再開の報告書</p> <p>○月●日で承諾を受けた「紙マニフェストの交付に関する承諾願い(第 回)」について、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第4条に規定する事象が解消されたため、同特記仕様書第6条の規定により次のとおり電子マニフェストの使用再開について報告します。</p> <p>1 解消された事象(該当項目に✓)</p> <p><input type="checkbox"/> ① 電気通信回線の故障(故障内容)</p> <p><input type="checkbox"/> ② 天災などやむを得ない事由()</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 設計上発生することが想定されていない産業廃棄物()が発生し、かつ紙マニフェストを交付しなければ産業廃棄物の処理ができない。</p> <p>2 対象となる産業廃棄物の種類()</p> <p>3 電子マニフェスト使用再開日(令和 年 月 日)</p> <p>4 紙マニフェストを交付した排出量と集計書()</p> <p>5 紙マニフェストを交付した期間(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)</p> <p>6 交付した紙マニフェスト番号()</p> <p>添付図 葉、その他添付図書</p>			
処理・回答	発注者	上記について受理します。	
		令和 年 月 日	

発注者(大阪府住宅供給公社)			委託監理者
所属 G長	所属 総括 (主査)	監督 (担当) 職員	主任 監督員

受注者	
現場 代理人	主任 (監理) 技術者

紙manifestoの交付に関する顛末書

(様式3)

協議書

発議者	受注者	発議年月日	
発議事項	紙manifestoの交付に関する顛末書について(協議)		
工事名			
(内容) 紙manifestoの交付に関する顛末書(第 回)			
<p>本工事において、監督職員に事前に承諾を得ることなく、紙manifestoの交付により産業廃棄物の処理を行ったため、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第7条の規定により、その経緯、及び電子manifestoの加入状況、加入予定日等について報告します。</p> <p>1 紙manifestoを交付した期間(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)</p> <p>2 交付したmanifesto番号()</p> <p>3 産業廃棄物の処理について、監督職員の承諾を得ることなく、紙manifestoの交付により処理した経緯 (産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第4条に該当する場合はその内容を含めて記載すること。)</p> <p>4 紙manifestoを交付する事由に該当する関係者[1.受注者、2.収集運搬業者、3.処分業者]の電子manifestoの加入状況、加入予定日 <input type="checkbox"/>未加入者[1.受注者、2.収集運搬業者、3.処分業者] ※該当する番号に○ ・1.受注者 加入予定日(令和 年 月 日まで) ・2.収集運搬業者 社名() 加入予定日(令和 年 月 日まで) 業者変更の有無(有、無) ・3.処分業者 社名()</p> <p>添付図 葉、その他添付図書</p>			
処理 ・ 回答	発注者	本件について、以下のとおり通知します。	
		<input type="checkbox"/> 承諾します。(理由:産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第4条に該当すると認められるため) <input type="checkbox"/> 不承諾とします。(理由:産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第4条に該当すると認められないため)よって、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第9条が適用されます。 令和 年 月 日	

発注者(大阪府住宅供給公社)		委託監理者	
所属 G長	所属 総括 (主査)	監督 (担当) 職員	主任 監督員

受注者	
現場 代理人	主任 (監理) 技術者

廃棄物管理票報告書

(様式4)

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社理事長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

工事の完成に当たり、本工事において交付した全ての廃棄物管理票について、下記のとおり報告します。(該当する全ての項目に✓)

記

工事名称：

- 項目1 電子manifestを交付しました。
※廃棄物管理票一覧表(表-1)を添付
- 項目2 承諾された紙manifestを交付しました。
※廃棄物管理票一覧表(表-2)を添付
- 項目3 不承諾とされた紙manifestを交付しました。
※廃棄物管理票一覧表(表-3)を添付
- 項目4 承諾願を提出していない紙manifestを交付しました。
※廃棄物管理票一覧表(表-4)を添付
- 項目5 産業廃棄物を処理しなかったため、電子manifest及び紙manifestを交付していません。

※記入上の留意点
 ・項目3に該当した場合は、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第9条が適用されます。
 ・項目4に該当した場合は、必ず【紙manifestの交付に関する顛末書(様式3)】を添付すること。
 添付しない場合は、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第9条が適用されます。

発注者(大阪府住宅供給公社)			委託監理者
所属 G長	所属 総括 (主査)	監督 (担当) 職員	主任 監督員

受注者	
現場 代理人	主任 (監理) 技術者

